

宇検村貸切バス利用助成事業申請等の流れ

貸切バス事業者：役場

① 協定の締結

別紙協定書に記名押印の上、役場へ提出してください。

⑧ 利用料の請求

②の委任払い申出書を添付し、貸切バス事業者の名義で企画観光課へ請求

⑨ 役場から業者へ

助成分を直接支払い

利用者：貸切バス事業者

② 貸切バス利用申込

当事者間において取引

※ 運行引受書を利用者に渡してください。

⑤ 貸切バス利用

利用者：役場

③ 助成の申請

別記第1号様式に運行引受書（写し）と委任払い申出書を添付してください。

④ 助成決定の通知

役場から利用者へ送付

⑥ 利用実績報告

別記第3号様式により企画観光課へ提出

⑦ 助成の確定通知

役場から利用者へ送付

【運行料の算定について】

助成に該当する運行料は不課税扱いとなります。

よって、助成金にかかる部分の運行料及び利用者への請求分は次の算定例を参考にしてください。

算定例1) 運行料 税抜総額 75,000円

内助成の対象 75,000円×80%=60,000円

利用者の支払い分 75,000円-60,000=15,000円×税=16,500円

算定例2) 運行料 税抜総額 150,000円

内助成の対象 150,000円×80%=120,000円=100,000円

※実施要綱第4条第3項（1台あたりの上限10万円）

利用者の支払い分 $150,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = 50,000 \text{ 円} \times \text{税} = 55,000 \text{ 円}$

算定例3) 目的地が加計呂麻島の場合に想定されるパターン

1台あたりの上限10万円となっているので、本島で1台、加計呂麻島で1台のバス利用がある場合は、それぞれの利用料の80%が助成の対象となります。

① 本島の運行料 税抜総額 60,000 円

内助成の対象 $60,000 \text{ 円} \times 80\% = 48,000 \text{ 円}$

利用者の支払い分 $60,000 - 48,000 \text{ 円} = 12,000 \text{ 円} \times \text{税} = 13,200 \text{ 円}$

② 加計呂麻島の運行料 税抜総額 40,000 円

内助成の対象 $40,000 \text{ 円} \times 80\% = 32,000 \text{ 円}$

利用者の支払い分 $40,000 \text{ 円} - 32,000 \text{ 円} = 8,000 \text{ 円} \times \text{税} = 8,800 \text{ 円}$

助成対象の総額（役場への請求）は①+②=80,000 円

利用者の支払い分（利用者へ請求）は①+②=22,000 円

※ ご不明な点がございましたら宇検村企画観光課 担当：竹下（0997-67-2218）までお問合せください。